

有田市重度心身障害児者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害児者に対し医療費の一部を助成し、もって重度心身障害児者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害児者」とは、本市に住所を有する者で、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者で、その障害の程度が1級若しくは2級の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が3級に該当し、かつ、前年の所得に係る市町村民税の所得割非課税世帯に属する者
- (3) 和歌山県から療育手帳の交付を受けている者で、その程度がAの者
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者が、現に監護又は養育している支給要件児童で、その障害の程度が同法別表第一1級に該当する者

2 この条例において、「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 削除
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 削除
- (6) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (8) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この条例において、「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、保険外併用療養費及び特別療養費をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、重度心身障害児者で、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、重度心身障害児者に該当したときの年齢が65歳未満である者又は平成18年7月31日以前に当該医療費の支給対象となっていた者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者は除く。

2 この条例による医療費は、次に掲げる場合には、その年の8月から翌年7月までは、支

給しないものとする。ただし、対象者又は対象者が20歳未満の場合は対象者を監護する父若しくは母又は養育者（以下「対象者等」という。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第1項に規定する被災者に該当する場合においては、この限りでない。

(1) 対象者等の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条に規定する政令で定める額以上であるとき。

(2) 対象者等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者で主として当該対象者等の生計を維持する者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第7条に規定する政令で定める額以上であるとき。

（医療費の範囲）

第4条 この条例により支給する医療費は、医療保険各法その他法令の規定により医療に関する給付が行われた場合において当該医療に要する費用のうち対象者等が負担する費用とする。ただし、第2条第1項第2号に該当する者については、入院に係る医療費に限る。

2 前項の規定にかかわらず他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるときは、この条例に優先するものとする。

（支給方法）

第5条 この条例に基づく医療費の支給は対象者等の請求に基づき行う。

2 前項の規定にかかわらず市長は医療費として対象者等が医療機関等に支払うべき費用をその者にかわり当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該対象者に対し医療費の支給があったものとみなす。

（証明書の交付等）

第6条 市長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、医療機関等において療養を受ける際に当該証明書を掲示しなければならない。

（届出）

第7条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（支給金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正行為により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第3条に規定する対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和58年1月31日条例第1号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

付 則（昭和60年3月25日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前において、改正前の有田市心身障害児者医療費支給条例第6条第1項の規定による証明書の交付を受けている者については、当該証明書の有効期間中、新条例第3条第2項の規定を適用しない。

付 則 (昭和62年3月26日条例第3号抄)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年7月8日条例第10号)

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

付 則 (平成18年7月5日条例第42号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月26日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年6月30日条例第23号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。